那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅整備費補助金（新築）交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費と補助金の積算）

第２条　１戸当たり補助対象経費とは、住宅の補助対象経費を各戸ごとに分けた額とし、共用部分の建築費については戸数で按分し、その合計の額とする。ただし、各戸ごと又は住戸部分と共用部分とを明確に分けることが出来ない経費の場合は、面積で按分して各戸ごと又は住戸部分と共用部分ごとに算出したものとする。

２　補助金の積算単位については補助対象経費は千円未満切り捨て、床面積は 1m2 未満切り捨て、町産材体積は 1m3 未満切り捨てとする。

（用語の定義）

第３条　要綱の運用に関し、次のとおり用語を定義する。

⑴要綱第３条に定める当該法人の職員住宅とは、職員住宅として建築されるものであり、一般公募により入居者を選定する場合は当該法人の入居を妨げるものではない。

⑵要綱第６条に定める事業者及び工事施工者の所在とは、町内の場合は、町内に主たる事業所、営業所等を持つ法人及び町内で営業する個人であり、町外はそれ以外のものとする。

（事前協議）

第４条　要綱第７条に規定する事前協議は、事前協議書(別記様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴ 個人の場合は、事業者の住民票、法人の場合は商業登記簿謄本又は全部事項証明書

⑵ 設計計画書・付近見取図

ア 配置図(付帯施設の計画も含む)

イ 各階平面図

ウ 平面詳細図(間取り別)

エ 立面図

オ 床面積求積表(建物全体、共用部分、住戸部分の面積がわかるもの)

カ 断面図

(3) 建築工事見積書(補助対象経費がわかるもの)
(4) 町産木材見積書(町産木材の使用割合等詳細がわかるもの)
(5) 委任状(事業者以外の者が行う場合)
(6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付内示)
第5条　町長は、前条による事前協議を受け、その内容が補助事業に適合すると判断した場合は、事業者に対して補助金の交付内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)
第6条　要綱第9条に規定する認定の申請は、補助金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(1) 設計計画書・付近見取図
ア 配置図(付帯施設の計画も含む)
イ 各階平面図
ウ 平面詳細図(間取り別)
エ 立面図
オ 床面積求積表(建物全体、共用部分、住戸部分の面積がわかるもの)
カ 断面図
(2) 工事請負契約書(写)(※自らが施工する場合は不要)
(3) 建築基準法第6条第1項の規程による確認済証(写)及び申請書(写)
(4) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書(写)又は使用賃貸契約書(写)
(5) 個人の場合は、事業者の住民票、法人の場合は商業登記簿謄本又は全部事項証明書
(6) 誓約書兼同意書(別記様式第3号)
(7) 建築工事見積書(写)(補助対象経費がわかるもの)
(8) 町産木材見積書(写)(町産木材の使用割合等詳細がわかるもの)
(9) 委任状(※事業者以外の者が行う場合)
(10) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等の通知)
第7条　町長は、要綱第10条に規定する補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止等)
第8条　交付対象者は、補助事業に係る内容を変更しようとするときは、補助事業変更・中

止承認申請書(別記様式第 5 号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認等の通知)

第 9 条　町長は、要綱第 11 条第 2 項に規定する変更の承認をしようとするときは、補助事業変更等(不)承認通知書(別記様式第 6 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条　要綱第 14 条の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、補助金実績報告書(別記様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 建物の表示登記済証(写)

(2) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証(写)

(3) 完成写真

ア 建物の外観(4 面)

イ 住戸(各タイプ毎)の各居室、洗面設備、浴室、屋外付帯施設(駐車場)

(4) 完成図面(変更のない場合は不要)

(5) 町産木材使用納材証明書及び施工写真

(6) 建築工事に係る支払済領収書(写) (補助対象経費がわかるもの)

(7) 委任状(※事業者以外の者が行う場合)

(8) その他町長が必要であると認めるもの

(補助金の額の確定)

第 11 条　町長は、前条の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記様式第 8 号)により速やかに交付対象者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条　町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付対象者より補助金請求書(別記様式第 9 号)による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消しの通知)

第 13 条　町長は、要綱第 17 条の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、交付対象者に対し、補助金交付決定取消通知書(別記様式第 10 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条　町長は、要綱第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるときは、交付対象者に対し、補助金返還命令書(別記様式第 11 号)により通知するものとする。

（新築した民間賃貸住宅の管理）

第 15 条　要綱第 19 条第 2 項の規定により売買等の取引を行おうとする者は、事前に那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅売買等申請書(別記様式第 12 号)に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅売買等承認通知書(別記様式第 13 号)により通知するものとする。

3　要綱第 19 条第 3 項の規定により用途の変更又は取り壊しのため、承認を受けようとする者は、那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅用途変更等承認申請書(別記様式第 14 号)を町長に提出しなければならない。

4　町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅用途変更等承認通知書(別記様式第 15 号)により通知するものとする。

（その他）

第 16 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。